平成２７年（フ）第１１９号
静岡県富士宮市矢立町652番地　御宿アパート２、前住所静岡県富士宮市豊町16番24号
債務者　深澤真由美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９３６号
愛知県愛西市草平町江ノ田180番地４
債務者　石嶌　尚美
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２号
岡山県久米郡美咲町原田438番地１
債務者　玉置　　仁
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第６４号
福岡県大牟田市新地町９番地１　大牟田市営新地町住宅２棟503号
債務者　中川　　豊
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第６６号
福岡県大牟田市船津町337番地32
債務者　山崎　麻夢
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第６７号
福岡県大牟田市大字今山21番地５
債務者　北原　邦治
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第７０号
福岡県大牟田市大字白銀777番地39　白銀市営住宅13棟34号
債務者　塚本　勝志
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第７１号
福岡県大牟田市大字白銀777番地39　白銀市営住宅13棟34号
債務者　塚本　麗奈
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第７２号
福岡県大牟田市三里町１丁目16番地７
債務者　河野　咲登
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１１９号
愛知県豊橋市南栄町字空池100番地（５―104)、従前の住所愛知県豊橋市上野町字上ノ山53番地（105）
債務者　渡邊ひとみ
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５５６号
東京都東久留米市金山町１丁目８番５号シャトル金山202号
債務者　柳　ひとみ
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１５１号
横浜市西区久保町30番18―1007号
債務者　福井愛こと　成　　春愛
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１６６号
神奈川県綾瀬市早川城山３丁目12番４号　レオネクストグランデエスパシオ101
債務者　上田　健大
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９５号
愛知県豊田市美里２丁目10番地16　カミオン16　２号
債務者　有馬　麻紀
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月10日午後３時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３５号
東京都小金井市貫井南町４丁目14番８―107号サンハイツ貫井南
債務者　奈良　博文
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５０８号
東京都三鷹市牟礼２丁目11番22号ハウスＡＩ102
債務者　北川　麻里
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部